

平成8年11月14日

損害保険料率算定会

業務第二部企画課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

**傷害保険・通院保険について、
整復師医療受診理由による差別支給防止措置の要望**

1. 損害保険料率算定会（業務第二部企画課）への要望

- (1) 保険規約の中に「整復師医療」が対象となることを明記
従来のパンフレットやチラシ等程度では関係者の認識・理解が困難
- (2) 損害保険会社等関係各方面への整復師医療が対象となったことの再認識の
注意、指導。
末端の取り扱い職員には殆ど無関心などによる障害・妨害の注意
- (3) 保険者に対する整復師医療が対象となったことの周知徹底の指導
従来の誤解を解消するためにすべての関係者に取り組みの指導

2. 具体的要点に対する要望と対策

- (1) 整復師医療を対象とするためには、直接的に「整復師」を列記する方法と
「医師」に続いて「等」を付し、「医師等」とすることが考えられます。なお、
「等」は、各例記後に付すこともできます。
- (2) 整復師以外の医療についての同様の注意については、「健康保険適用事例」
を対象とすることが適当です。たとえば医師の同意を得たあんま・マッサージ等の健康保険取り扱いを対象とすることにより、当該医療に関する被保険者救済と当該医療制度を不当に差別し排斥する問題を回避できます。
- (3) 無資格者医療に対する注意は資格者医療を提示することより回避できます。

3. 平成8年11月11日 貴当局照会事項の中の注意について

貴当局提案の記の第5項は次のような疑問があります。それは、「柔道整復師の施術を明示する場合、約款上医師の範囲に柔道整復師を加えるだけでよいのか。」という照会ですが、実は、ここに、従来の既成概念が見られます。これは、従来、医療は医師が行うという当然の常識が行き過ぎ、他の医療資格者を見落とし、または、既得権意識から他医療資格者を排除するものであるという欠陥に気付かない認識です。即ち、約款上医師の範囲に整復師を加えるのではなく、給付を行う対象医療について整復師を加えることが正しいものです。医師もこの対象医療の一つという考え方こそ正解という次第です。